

今後のICT分野における 国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム

配付資料

2010年11月10日

社団法人 日本民間放送連盟



はじめに

- 「言論の自由を守る『砦』」とは何か？
- 濱田座長が示された「新たに機関を作ることではない。人々の自由を守る決意と取り組みこそ砦」との方向性に同意
- フォーラムにおける放送事業者への指摘、批判、注文は真摯に受け止め、自律的な取り組みを一層推進
- BPOの更なる定着をめざす



デジタル時代の表現の自由

- デジタル技術の進展、ネットの拡充で、さまざまな新しいメディアが登場
- 表現の自由は、すべての表現者、メディアにおいて平等に享受されるべき権利
- ただし、メディアの特性に応じて表現者とメディアの責任の態様は変わる
- 表現の自由は、国民の知る権利＝社会の民主化に直結する



放送局に課されている規律

■ 制度によるもの

- ・ 放送法3条の2（①公安・善良風俗、②政治的公平、③事実報道、④多角的論点）
- ・ 番組基準の策定、公表
- ・ 放送番組審議機関の設置、記録の公表
- ・ 訂正放送

- ・ マスメディア集中排除原則

■ 自律的な取り組み

- ・ 民放連放送基準
- ・ 民放連報道指針
- ・ BPOの見解、勧告内容の履行
- ・ 幾つかの局ではオンブズマン制度を取り入れ



現行を超える法的・制度的な抑制は不適切

- 数あるメディアの中で、放送は最も厳しい抑制のシステムが現にとられている（電波法には無線局に関する行政処分の規定）
- 2007年の放送法改正案の「新たな行政処分」規定に、なぜ民放連は反対したか？
- 放送局やBPOの判断に同意できなければ、視聴者には訴訟の道も。



未来志向のBPO ①

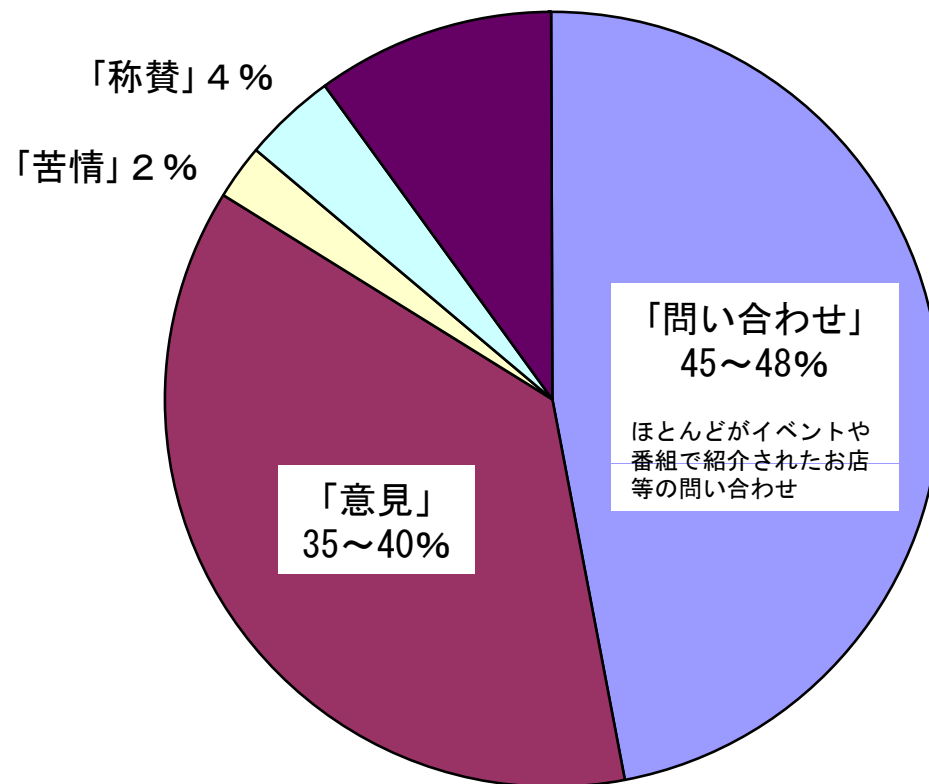
- 世界に類例のない放送分野の自主機関で、事業者の自主自律を大原則とした放送法の趣旨に則した組織
- 権利侵害を受けた方は、より簡便に救済の申し立てができ、迅速な対応を受けることが可能
- 法的側面だけでなく、市民感覚から見た妥当性や倫理的側面についても判断。
- 訂正放送が不十分と判断され、やり直しや検証番組の制作と放送を求められた事案も



未来志向のBPO ②

- BPOを支えるのは、法的根拠ではなく視聴者の信頼
- 放送倫理検証委員会の設立にあたり、各放送事業者とBPOは、「調査に協力し、決定を遵守する」旨の合意書を交わしている
- BPOへの訴え件数の増加は、一面では認知の拡がりを示すもの
- BPOをより一層社会に定着させるために、引き続き努力

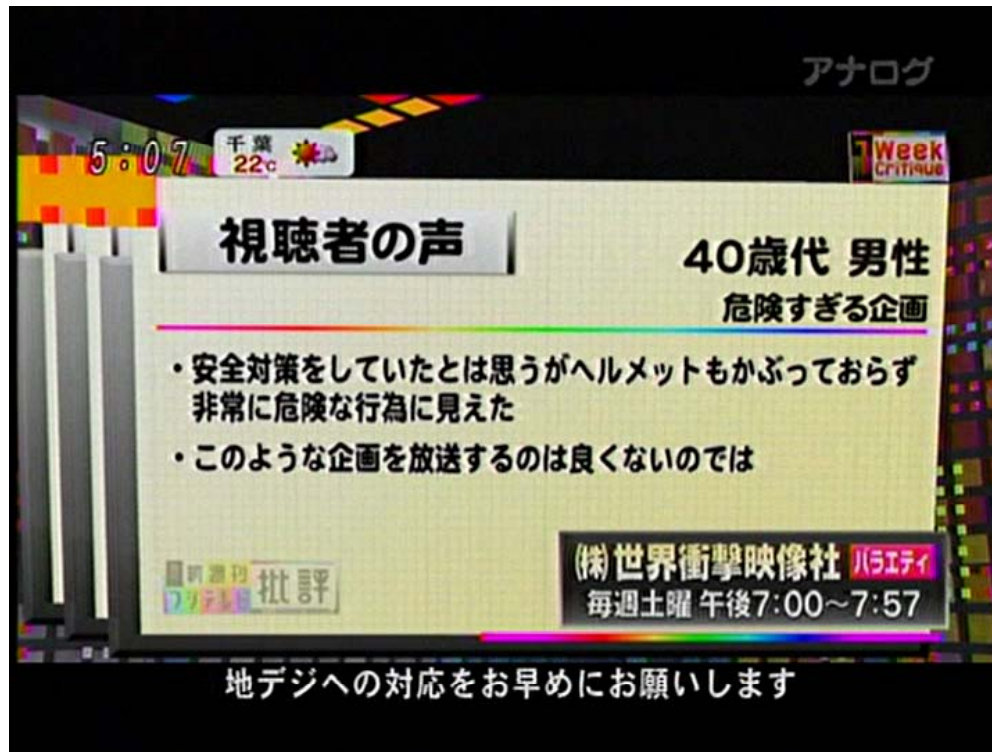
視聴者意見の受付状況



- 在京キー局では1カ月に約2万件
- どの局でも制作現場に迅速にフィードバックする仕組みを整えている

<テレビ朝日の例>

自社批評番組で視聴者意見を紹介



＜「新・週刊フジテレビ批評」の画面＞

担当者が視聴者の意見に答えて制作の実情を説明

＜在京キー局の例＞

「TBSレビュー」

(毎月最終日曜 午前5時30分～6時)

「あなたと日テレ」

(毎週日曜 午前5時45分～6時)

「はい！テレビ朝日です」

(毎月第1、第3日曜 午前4時50分～5時20分)

「新・週刊フジテレビ批評」

(毎週土曜 午前5時～6時)

「みんなとてれと」

(毎月第2、第4日曜 午前6時20分～30分)

メディアリテラシーへの貢献

～テレビ朝日の活動～



館内見学・サブ（副調整室）見学中！



出前授業・ニュース作り体験中！



ろっぽん夏休み・親子ワークショップ
テレビパズル作り



出前講座・番組制作、発表中！

多くの民放で視聴者のメディアリテラシーを育む活動を実施。在京キー局では、出前授業などを実施。

<テレビ朝日の例>



地方局の取り組みの例

- エリア内の放送局が横断的に「視聴者意見連絡会」を開催（北海道地区、広島地区など）
- 中学生などを交えたフォーラムを開催（中京テレビ）
- メディアリテラシー活動の専任部署の設置や、全社を挙げてのイベントを開催（関西テレビ）
- 苦情処理のための独自の第三者委員会を設置
（名古屋テレビ、関西テレビ）



より信頼される放送を目指して

- 視聴者対応の“見える化”を推進
- BPOと放送事業者の議論を深化させる
- BPO放送人権委員会が示した指針も参考に、分かりやすい訂正放送を実践
- 民放連からも民放各社に更なる取り組みを要請



おわりに

- 自律的取り組みを一層推進
- 番組の向上を図るため、視聴者とともに歩んでいく姿勢を堅持